

練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱

平成14年5月31日

練教光図発第51号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区立図書館条例施行規則（平成5年3月練馬区教育委員会規則第6号）第8条第2項および第9条第2項に基づき、練馬区立図書館（以下「館」という。）視聴覚室および会議室（以下「視聴覚室等」という。）の利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(利用の要件)

第2条 視聴覚室等を利用することができる者は、つぎに掲げるいずれかの要件を満たす団体とする。

- (1) 別に定めるところによりあらかじめ登録を受けた団体（以下「図書館団体」という。）
- (2) 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が練馬区の区域内（以下「区内」という。）に在住、在学または在勤の者である団体であって、その代表者が15歳以上（中学生を除く。以下同じ。）の者であるもの（図書館団体を除く。）
- (3) 構成員が10人未満で、そのうちの半数以上が区内に在住、在学または在勤の者である団体であって、その代表者が15歳以上の者であるもの（図書館団体を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、練馬区教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める団体

(利用時間)

第3条 視聴覚室等の利用時間は、練馬区立図書館条例（平成5年3月練馬区条例第42号。以下「条例」という。）第4条に規定する休館日を除く日の午前9時から午後9時までとする。

2 利用単位は、毎正時からの1時間を1単位とし、それぞれ準備および後片付けに要する時間を含むものとする。

(利用の手続等)

第4条 視聴覚室等を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用申込書（第1号様式。以下「利用申込書」という。）を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による利用申込書の提出期間は、つぎの表のとおりとする。ただし、委員会は、特に公益上必要があると認めたときは、当該期間外においても利用申込書を受け付けることができる。

利用区分	利用申請書提出期間
1 図書館団体	利用予定日の属する月の3月前の月の初日から利用予定日の前日まで
2 構成員が10人以上で、そのうちの半数以上が区内に在住、在学または在勤の者である団体であって、その代表者が15歳以上の者であるもの（図書館団体を除く。）	利用予定日の属する月の2月前の月の初日から利用予定日の前日まで
3 構成員が10人未満で、そのうちの半数以上が区内に在住、在学または在勤の者である団体であって、その代表者が15歳以上の者であるもの（図書館団体を除く。）	利用予定日の属する月の2月前の月の18日から利用予定日の前日まで
4 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める団体	利用予定日の2週間前から利用予定日の前日まで

3 前項に規定する期間のうち委員会が指定する期間に視聴覚室等の利用を申し込みできる回数は、練馬区教育委員会における練馬区施設予約システムの利用に関する規則（令和7年9月練馬区教育委員会規則第14号。以下「システム規則」という。）第16条第3項に規定する抽選申込みをした枠数と合算し、同一月に6回を限度とする。

4 利用の承認は、利用申込書の受付順序に従って行う。ただし、委員会が指定する期間内においては、抽選により受付順序を決定するものとする。

(利用回数の制限)

第4条の2 視聴覚室等の利用ができる回数は、システム規則第19条に規定する利用限度枠数と合算し、同一団体につき同一月につき12回を限度とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(利用承認書の交付)

第5条 委員会は、視聴覚室等の利用を承認したときは、練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用承認書（第2号様式。以下「承認書」という。）を交付する。

(利用の不承認)

第6条 委員会は、視聴覚室等の利用について、つぎの各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

- (1) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。
- (3) 館の運営上支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が利用を不適当と認めたとき。

(利用の承認の取消し)

第7条 委員会は、視聴覚室等の利用について、つぎの各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者がこの要綱に定める利用の基準に違反した場合
- (2) 利用承認内容と異なる目的で使用した場合
- (3) 利用承認後に前条各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- (4) 災害その他の理由により、視聴覚室等の利用ができなくなった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が館の運営上、特に必要があると認めた場合

2 委員会は、視聴覚室等の利用の承認を取り消したときは、練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用承認取消通知書（第3号様式）により利用者に通知する。

(使用料および使用料の納入)

第8条 第2条第2号から第4号までに定める団体が利用する場合は有料とし、練馬区行政財産使用料条例（昭和39年4月練馬区条例第6号。以下「使用料条例」という。）第2条第5項の規定に基づき算定した別表第1で定める額を利

用目に納入しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 使用料条例第5条の規定により、使用料を減額し、または免除することができる場合は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 使用料の減額または免除を受けようとする者は、第4条に規定する利用申請の際に練馬区立図書館視聴覚室・会議室使用料減免申請書（第4号様式。以下「減免申請書」という。）を併せて委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 委員会は、前項の申請があった場合において必要があると認めたときは、減額または免除の事由を証明すべき書類等の提示を求めることができる。

(使用料の不還付)

第10条 使用料条例第7条に基づき、既納の使用料は、還付しない。ただし、公用または公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したときその他特別の理由があると認めるときは、委員会は、その全部または一部を還付することができる。

2 前項で規定する使用料の全部または一部を還付する場合の特別の理由およびその還付金額は、つぎのとおりとする。

- (1) 利用者の責任でない事由により利用することができないとき。 全額
- (2) 利用者が利用の取消しを委員会に申し出て、委員会が相当の理由があると認めたとき。 全額
- (3) 利用者が減免申請書を委員会に提出し、委員会が相当の理由があると認めたとき。 免除となる場合 全額、減額となる場合 半額
- (4) 前3号に定めるもののほか、委員会が特に必要と認めたとき。 委員会が相当と認める額

3 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、練馬区立図書館視聴覚室・会議室使用料還付申請書（第5号様式）を委員会に提出しなければならない。

(特別の設備の使用)

第11条 利用者が視聴覚室等の利用に当たって、特別の設備を使用するときは、

あらかじめ光が丘図書館長の承認を受けなければならない。

(利用の準備および原状回復)

第12条 利用者は、利用者自身において視聴覚室等の設営等を行うとともに、その利用を終了したとき、または利用開始後利用の承認を取り消されたときは、直ちにその場所を原状に復して返さなければならない。

(賠償責任)

第13条 利用者は、視聴覚室等の利用に当たり、施設、設備等を著しく汚損し、または破損したときは、その賠償の責任を負うものとする。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、視聴覚室等の利用権を譲渡し、または転貸してはならない。
(職員等の指示)

第15条 利用者は、視聴覚室等の利用に当たっては、館の職員、条例第8条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）および館の業務委託業者職員の指示に従わなければならない。

(指定管理者に関する読み替え)

第16条 指定管理者が業務を行う場合についての第4条第1項、第5条、第6条、第7条第1項および同条第2項の規定の運用については、これらの規定中「委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、光が丘図書館長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、平成14年7月1日以後の利用について適用し、同年6月30日以前の利用については、なお従前の例による。
- 3 第10条の規定にかかわらず、平成14年7月1日から平成16年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）の利用に係る使用料は、つぎのとおりとする。

館名	施設名	午前	午後	夜間
練馬区立光が丘図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
	会議室(1)	1,000円	1,300円	1,000円
	会議室(2)	1,000円	1,300円	1,000円
練馬区立練馬図書館	読書会室	700円	1,000円	700円
練馬区立平和台図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
	会議室	1,200円	1,600円	1,200円
練馬区立大泉図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
	読書会室	1,000円	1,300円	1,000円
練馬区立関町図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
練馬区立貫井図書館	視聴覚室	1,400円	1,900円	1,400円
練馬区立稻荷山図書館	会議室	1,200円	1,600円	1,200円
練馬区立春日町図書館	会議室	1,400円	1,900円	1,400円

4 特例期間の利用に係る第11条の規定の適用については、前項の使用料について、これを適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月27日19練教光図第1709号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月18日20練教光図第1851号)

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則 (平成22年2月2日21練教光図第1774号)

この要綱は、平成22年3月2日から適用する。

付 則 (平成23年3月15日22練教光図第2239号)

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則 (平成23年7月29日23練教光図第853号)

- 1 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱の様式による様式で現に存在するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（平成26年9月29日26練教光図第1190号）

- 1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱第5条第1項および別表第2の規定は、平成27年1月5日以後の利用に係る分について適用し、平成26年12月28日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則（平成27年11月10日27練教光図第1494号）

- 1 この要綱は、平成28年1月4日から施行する。
- 2 改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱第4条第2項および別表第1の規定は、平成28年4月1日以後の利用に係る分について適用し、同年3月31日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則（平成28年4月1日27練教光図第2733号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年1月5日28練教光図第1748号）

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱別表第1の規定は、平成29年4月6日以後の利用に係る分について適用し、同月5日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

付 則（令和2年11月30日2練教光図第1253号）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 練馬区が協力し、または協賛する事業（この要綱の施行前に練馬区の協力または協賛名義の使用の承認を申請した事業に限る。）のため、施設を利用する場合の利用料の減額については、改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（令和3年3月30日2練教光図第1959号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和7年9月30日7練教光図第2873号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱第4条の規定は、令和8年7月1日以後の利用に係る分について適用し、同年6月30日以前の利用に係る分については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の練馬区立図書館視聴覚室・会議室利用要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第1（第8条関係）

館名	施設名	1時間当たりの使用料
練馬区立光が丘図書館	視聴覚室	600円
	会議室(1)	400円
	会議室(2)	400円
練馬区立練馬図書館	会議室	300円
練馬区立石神井図書館	会議室(1)	500円
	会議室(2)	500円
	会議室(1)および会議室(2)を併せて利用する場合	600円
練馬区立平和台図書館	会議室(1)	400円
	会議室(2)	400円
	会議室(1)および会議室(2)を併せて利用する場合	600円
練馬区立大泉図書館	視聴覚室	600円
練馬区立関町図書館	会議室	400円
	視聴覚室	600円
	会議室	200円

練馬区立貫井図書館	視聴覚室	600円
練馬区立稻荷山図書館	会議室	500円
練馬区立小竹図書館	会議室	400円
練馬区立春日町図書館	会議室	600円
練馬区立南田中図書館	会議室	500円

別表第2（第9条関係）

使用料を減額し、または免除することができる場合	減免額
1 区（行政委員会、区が設置する付属機関等を含む。）が主催し、または共催する事業で利用するとき。	免除
2 区以外の官公署が行政目的のために利用するとき。	
3 区内の団体が行政への協力等の目的のために利用するとき。	
4 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校が教育目的のために利用するとき。	
5 構成員が10人以上で、そのうち半数以上が、75歳以上の者かつ区内に在住、在学または在勤の者である団体であって、その代表者が15歳以上の者であるものが利用するとき。	
6 区（行政委員会を含む。）が後援する事業で利用するとき。	5割減額
7 区内の保育所等、幼稚園、小学校、中学校または特別支援学校以外の学校が教育目的のために利用するとき。	
8 別に定める区内の公共的団体が団体本来の活動目的のために利用するとき。	
9 別に定めるところによりあらかじめ届出を受けた生涯学習届出団体が学習目的のために利用するとき。	
10 構成員が10人以上で、そのうち半数以上が、身体障害者、知的障害者または精神障害者かつ区内に在住、在学または在勤の者である団体であって、その代表者が15歳以上の者であるものが利用するとき。	
11 構成員が10人以上で、そのうち半数以上が、65歳以上の者か	

	つ区内に在住、在学または在勤の者である団体であって、その代表者が15歳以上の者であるものが利用するとき。	
12	構成員が10人以上で、そのうち半数以上が、中学生以下の者かつ区内に在住、在学または在勤の者である団体であって、その代表者が15歳以上の者であるものが利用するとき。	
13	その他委員会が特に必要があると認めたとき。	免除または5割減額